

平成30年度 予算編成方針

1 総論

我が国の財政状況をみますと、平成29年6月時点で、国債と借入金等の残高を合計した「国の借金」が1,078兆円を超える中、平成30年度予算編成においては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、地方団体が、働き方改革や人材投資、こども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主的・主体性を最大限発揮して地方創生等を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしています。

また、「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、今後は、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整されることとなっています。

次に、本市の財政状況については、平成28年度決算において健全化判断比率等は基準値内にあるものの、平成28年度から普通交付税の段階的縮減が始まり、平成29年度においても一般財源が大幅に減少となるなど、今後の財政運営は、一層厳しさを増すものと見込まれます。

そのため、平成30年度の予算編成(実施計画策定)は、財政健全化計画に掲げる「普通交付税の合併算定替期間終了後を見据えた柔軟かつ強固な財政運営の確立」(合併特例債及び合併算定替えの期限が終了後の平成33年度以降の「予算規模の縮小」への対応)を最重要課題として、全ての職員が認識し、これまでの行政評価等の取り組みを踏まえ、真に必要な政策(事業)の予算化を図りながら、地方創生に向けた重点施策の推進並びに、市庁舎建設事業や複合施設整備事業等の大型事業の着実な実行により、第2次天草市総合計画の実現を目指すこととします。

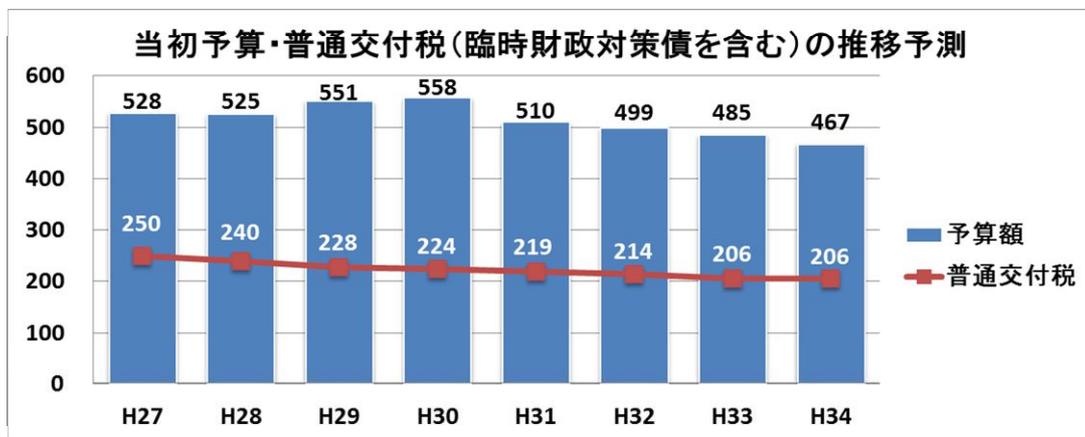
2 総括的事項

(1) 中期的な財政の見通し

本市の財政見通しとして、年次別財政計画の見直しを行う中、歳入面では、全体の約40%を占める普通交付税の段階的縮減が、平成28年度から始まり、段階的縮減が終了後の平成33年度には、平成27年度と比較して、約44億円の減額になると見込んでいます。

一方、歳出面では、全体的な予算規模の縮小を進めるため、事業費の削減を行う必要がありますが、平成30年度から平成34年度にかけて、市庁舎建設事業、複合施設整備事業及び都市計画街路整備事業などの大型の普通建設事業に、総額で約154億円の事業費を見込んでおり、一般財源の大幅な減少と合わせて、今後も厳しい財政運営を強いられることとなります。

このような状況の中、財政健全化計画に基づき、限られた財源を効率的かつ効果的に予算化するため、昨年に引き続き、一般財源ベースでの「枠配分予算方式」により、各部局等に対して予算枠を示すこととします。



(2) 経営方針に基づく重点施策の取組み

第2次総合計画に掲げる「総合計画を核とした自治体経営のトータル・システム化」を推進し、総合計画に沿って「政策を予算化」する過程を明確にするため、平成29年6月～8月に実施した主要事業の進捗管理及び評価等、総合計画にかかる行政評価の結果を踏まえ、経営的視点に立って事業を推進するとともに、平成30年度天草市経営方針において、7つの部門ごとに示した重点施策について、各部局等が確実かつスピード感を持って取組みを進めることとします。

平成 30 年度予算編成要領

1 基本的な考え方

- (1) 予算編成全般において、市民への説明責任を果たすため、予算執行の実績を的確に把握しながら、前年度の予算・決算との差異の要因等を十分精査し、その結果を予算要求に適切に反映するとともに、年間の事業計画等を検討のうえ、適正な見積もりを行い、予算要求額の積算内訳、予算の目的・必要性・効果等を明らかにすること。
- (2) 平成 30 年度当初予算の要求から、総合計画に基づく実施計画を同時に入力するので、総合計画及び平成 30 年度天草市経営方針（以下「経営方針」という）に掲げる施策の推進に重点を置き、今後 3 年間の事業計画を立てたうえで、予算要求を行うこと。
- (3) 新規事業や事業の拡充を要求する場合は、積極的に既存事業を廃止するか既存事業費を削減のうえ、要求すること。
また、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を図り、経費を削減すること。
- (4) 情報システムの新たな構築・改修等の経費については、運用経費や業務処理時間・職員の削減等を総合的に検討し、システム構築等の必要性・緊急性を精査すること。
また、システムの保守・運用等に係る経費についても合理化・効率化を徹底すること。
- (5) 公の施設等については、平成 28 年度に策定した「天草市公共施設等総合管理計画」及び、策定中の「公共施設個別施設計画（仮称）」に沿って、施設の効率的な管理運営、利活用を推進するとともに、管理が複数の部署にわたっている類いの施設については、関係部署で協議のうえ、委託料等の単価・積算基準の統一を図ること。
また、施設や設備の修繕等にあたっては、各施設等の状況を的確に把握し、年次毎の適正な修繕計画を作成のうえ、予算要求時点で設計を終えて、次年度に施工するなどの取組みを行い、年度途中における補正が生ずることがないように努めること。
- (6) 年度途中における補正は、当初予算編成時に明らかでなかった制度改正、災害等に限り認めるものとし、当該年度中に事業完了が見込めないものについては、要求を見送ること。また、その財源にあたっては、各部局等が捻出することを原則とする。

2 予算要求基準

平成 30 年度の予算要求基準は、経営方針に掲げる重点的に、また改善し取り組むべき施策等の実現に向けた取り組みをはじめ、市勢発展に向けて必要な取り組みの着実な推進を図る一方で、本市を取り巻く厳しい財政状況等を踏まえ、平成 29 年度に引き続き、財政健全化計画（年次別財政計画）に基づく「枠配分予算方式」により予算枠を示し、財源不足に対応する。

- (1) 事務経費、施設管理経費、扶助費（任意）、普通建設事業（一般分）、政策的事業については、各部局等に対して一般財源をベースとした予算枠を提示するため、部局長等を中心として、部局内で事業調整を図り、予算枠の範囲内で要求すること。
- (2) 人件費及び扶助費については、過去の実績や、業務内容等を考慮し、縮減のうえ所要見込額で要求すること。
- (3) 特別会計への繰出金及び公営企業会計への補助金の要求については、平成 29 年度当初予算額を上限とし、積算にあたっては、基準内、基準外を明確にすること。
- (4) 投資・出資及び貸付金、その他の経費については、各部局単位で平成 29 年度当初予算額の一般財源ベースと同額以内の額で要求すること。
- (5) 実施計画の無い政策事業については、原則、予算化できないものとする。

3 歳入に関する事項

(1) 市税

- ① 国の税制改正及び過去の実績等に十分留意し、年間見込み額を計上すること。
- ② 課税の適正化に努めるとともに、口座振替の促進や徴収体制を充実させ収納率の向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の範囲、他市の状況等を十分勘案して負担割合の適正化を図ること。

(3) 使用料・手数料

- ① 過去の実績及び将来予測により利用（使用）者数を把握し、的確に見積もること。
- ② 受益者負担の原則に則り、慣例となっている減免等の措置についても、見直しを実施すること。

また、徴収手続きについては、法令の定めどおり運用し、収入未収金の生じることのないよう十分注意すること。

(4) 国・県支出金

- ① 国・県の予算編成、地方分権の推進等の動向を的確に把握するとともに、類似の補助制度についても調査・研究すること。
- ② 要綱、要領等を収集し、対象事業、対象経費、補助（負担）の額や率等に誤りがないよう、十分な注意を払うこと。
- ③ 事務・権限移譲に伴い委託金等が見込まれる場合は、漏れなく計上すること。

(5) 財産収入

- ① 市有財産の現状を的確に把握し、市全体で利活用を図るとともに、財産貸付料の適正化を図ること。
- ② 貸付財産、遊休土地等については積極的に売却を検討し、収入の確保に努めること。

(6) 諸収入

- ① 諸収入のうち「使用料・手数料」の性格を有するもの（参加料・利用料・材料代・徴収金・各種検診手数料）については、受益者負担の原則により、見直すこと。
また、徴収手続きについては、法令の定めどおり運用し、収入未収金の生じることのないよう十分注意すること。
- ② 広報紙や封筒、公共施設等を広告媒体として活用した民間企業の広告掲載等による、新たな収入源の開拓（歳出削減）を積極的に行うこと。

(7) 市債

- ① 事業の必要性を十分検討し、償還金への地方交付税の算入等、有利な起債を選択すること。
- ② 起債の借入れについては、公債費の元金償還金を超えない範囲（臨時財政対策債を除く）とすること。

(8) 収入未済額の整理促進

一般会計の市税、市営住宅家賃、保育所・幼稚園の使用料や、特別会計の国保税、保険料、使用料、負担金及び運用基金における貸付金等の収入未済額については、市民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性、効率性のある積極的な整理対策を講じ、収入の確保を図ること。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

- ① 報酬
 - ・報酬とは地方自治法第203条に掲げる者に支給するものであり、支給額については、現行の「天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいた報酬額で要求すること。

- ・非常勤特別職のうち、職種によっては社会保険料が必要となるので、「社会保険料等算定表」を作成のうえ、計上漏れがないように留意すること。
- ・非常勤一般職に係る報酬については、総務課と協議した上で、所要見込額で要求すること。

② 職員給

- ・定員管理の適正化を一層推進し、職員手当を含め人件費の縮減に努めること。
- ・時間外勤務手当の縮減を図るため、適正な人員配置、事務配分及び計画的かつ効率的な執行形態を構築すること。

(2) 扶助費

① 扶助費（義務）

- ・法令等に基づくものについては、過去の実績等を勘案するとともに関係機関との連携を密にし、対象人員、単価等を的確に把握し、多額の不用額が生じないように年間所要額を適正に見積もること。
- ・制度改正等によって、扶助費の一般財源化や補助率の見直しが図られているため、国県の動向を十分把握して積算すること。

② 扶助費（任意）

- ・市単独の扶助費については、所得制限を検討するなど早急に見直しを図るとともに、見直しの対象者となる住民への周知についても配慮すること。

(3) 物件費

① 賃金

- ・単価については、「天草市臨時職員の任用等に関する取扱要綱」に定められた金額とする。
- ・職員削減の対応措置として、臨時職員の雇用が考えられるが、事務事業の見直しを行うことにより、安易な雇用は厳に慎むこと。また、積算にあたっては、雇用人員及び期間等の縮小に努め、経費の削減を図ること。
- ・日額雇用、時間雇用等の形態に留意の上積算すること。2ヶ月を超える雇用については、社会保険等の適用が生じるので、保険料が必要となることに留意すること。
- ・臨時職員賃金については、総務課と協議した上で要求すること。

② 旅費

- ・人員、日数とも必要最小限に止めるとともに、県内の出張は、人数、宿泊に関係なく原則として公用車を活用し、定期的な大会や総会等への出席及び定期的、慣例的な視察研修については、差し控えること。
- ・議員等、非常勤の特別職が旅行する場合は、費用弁償として計上すること。
- ・自家用車、公共交通機関を利用した場合は、市内旅行であっても旅費が必要となる場合があるので留意すること。
- ・非常勤職員等に対し通勤に要する経費を支払う場合は、費用弁償で計上すること。なお、継続して任用する者については所要額、新規に任用する者につ

いては、通勤距離が 5Km 以上 10Km 未満の額（月額 4,200 円）で要求すること。

③ 需用費

- ・印刷物等については、配布先の把握を的確に行い印刷物が残らないように努めること。また、高速カラープリンタ・製本機等の活用により、職員で作成可能なものは、極力庁内印刷を活用すること。
- ・庁内会議における通知文、会議資料については、印刷物による配布を控え、庁内イントラネットを有効に活用すること。
- ・食糧費については、社会通念の範囲を超えることのないよう留意のうえ会議時間が昼食時にかからないよう工夫するなど、なお一層の節減に努めること。
- ・燃料費、光熱水費を要求する場合は、「光熱水費等調書」を作成のうえ、見込み額を要求すること。
- ・薬品等については、医療に使用される消耗品や薬品等は医薬材料費で計上し、それ以外の学校等の環境衛生のための各種薬剤等は、消耗品費に計上すること。

④ 委託料

- ・施設維持管理委託等については、仕様書の見直しを行うとともに、競争入札を原則として予算計上すること。
- ・民間等へ委託可能な事業については、「第 2 次アウトソーシング推進指針」に基づき、行政運営の効率化、市民サービス等に十分配慮し、人件費を含めたトータルコストの削減につながる場合は、積極的に委託化を推進すること。
- ・本来、職員でできる業務を、安易に委託している例があるので、委託すべきかどうか十分検討すること。特に、各分野別計画等の策定にあたっては、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、原則、担当する職員で策定することとする。ただし、専門性を必要とする調査、分析等の必要がある場合は、委託を可能とする。
- ・職員の代替として委託による派遣等の予算については、総務課と協議した上で要求すること。

⑤ 使用料・賃借料

- ・リース期間が過ぎた物品については、直ちに買い換えを行うのではなく、できる限り長期にわたって使用すること。但し、リース期間が過ぎた物品で、経年劣化に伴う故障等により買い替えを行う場合は、リース物件とはせずに、機器は「備品購入費」、保守料等は「需用費（消耗品費）」で計上すること。
- ・複写機等の使用に関する支出科目については、「歳出予算科目の計上について」を参考にして、適切な支出科目で予算要求すること。

⑥ 備品購入費

- ・OA 機器の購入については、今後の整備計画も含め情報政策課と十分協議の上、統一化を見据えた購入とすること。
- ・公用車の購入については、「天草市公用車購入（リース）指針」に基づき検討し、管財課と協議したうえで要求すること。
- ・購入する物品の内容により、備品購入費ではなく、工事請負費等が適当な場

合があるので、計上する節の選択は慎重に行うこと。

(4) 維持補修費

① 修繕料

- ・支所管内の主に市民が利用する公共施設（建物）の維持補修に係る50万円以下の修繕料は、支所でまとめて計上すること。
- ・維持補修の内容により、修繕料ではなく、工事請負費等が適当な場合があるので、計上する節の選択は慎重に行うこと。

(5) 補助費等

① 負担金及び補助金

- ・天草市行政改革審議会からの「補助金・負担金の見直しに関する提言（平成20年9月付け）（ライブラリ掲載）」に基づき、以下の点に留意して予算要求を行うこと。

(7) 原則として廃止するもの

- a 客観的に見て公益上必要性でないもの。
- b 社会情勢等の変化により、補助目的が適切でなく、事業効果が薄れているもの。
- c 団体負担金について当該団体に加盟しなければ市政に支障を来す場合以外のもの。

(イ) 縮小または休止する対象経費

- a 単独事業補助は、原則として対象経費の2分の1以内に見直すこと。
- b 団体等の決算剰余金が補助金を上回る場合等は、休止又は減額する。

(ウ) その他

- a 終期が設定されていない場合は、3年以内の終期を設定し、新規事業についても3年以内の終期の中で事業化を図ること。
- b 補助金の廃止、縮減に向けて、補助先との協議を開始すること。

- ・補助金については、補助の目的、補助対象経費及び補助率を明確にした「補助金交付要綱」及び「関係要領」を作成し、「事業効果の分かる資料」と併せて提出すること。
- ・団体運営費補助については、「団体の決算書」を提出すること。
- ・会議出席負担金のうち、懇親会に係る分については個人負担とする。
ただし、市長等の代理出席の場合は別途協議する。
- ・事業費補助金と人件費に係る補助金は明確に区分のうえ、要求すること。

② 報償費

- ・制度開始から長期間経過したもの、過剰と思われる事業については、必要性を含めて廃止等を検討すること。
- ・社会通念上から判断して、その功労が特に市として謝意を表すもの（特定

- の人に贈るもの)である場合においては、報償費より記念品として支出することが適当であるが、それ以外の参加賞等は、消耗品費により支出すること。
- ・研修会、講演会等の講師謝金については、「研修会・講演会等の講師謝金の最高限度額(基準)」により要求すること。

(6) 投資的経費

① 普通建設事業(特別分)

- ・次に掲げる事業については、事業費を精査のうえ所要額を要求すること。
 - ◆ 防災行政無線整備事業【防災危機管理課】
 - ◆ 天草市庁舎建設事業【庁舎建設推進室】
 - ◆ 天草市複合施設整備事業【政策企画課】
 - ◆ (仮称)イルカセンター整備事業【観光振興課】
 - ◆ 熊本天草幹線道路連絡街路整備事業【都市計画課】
 - ◆ 太田町水の平線街路整備事業【都市計画課】

② 普通建設事業(一般分) ※上記以外の普通建設事業

- ・公共投資に関する国県の動向等を十分把握し、本市の将来を視野に入れ、重点的かつ効率的な投資が行われるよう、事業の優先順位を明確にすること。
- ・費用対効果分析等による事業評価を活用し、計画中の事業であっても、中止、見直しを含め、事業の厳格な選択を行うこと。
- ・あらゆる事業において、民間手法、民間資金等活用事業(PFI)の活用や規格の見直し等を進めるとともに、既存ストックの有効活用や事業間の連携によりコスト縮減に努めること。
- ・施設の営繕等については、補正予算等で緊急に実施することのないように計画的な維持管理に努め、新規に公の施設等を建設、大規模改修する場合は、「管理運営計画」を提出すること。
- ・施設の営繕等に伴う工事、修繕等で入札が必要な予算については、業者からの見積もりのみではなく、市による設計もしくは支援業務による設計書等による積算で要求すること。
- ・修繕、改修等の要求をする場合は、イントラの「公共施設(資産)経営システム」において、対象施設の改修履歴の入力漏れ、建設及び従前の改修時に交付された国県補助金の返還等の必要がないかを確認の上、「施設改修履歴」を出力して提出すること。

(7) その他

① 積立金

- ・原則として、基金の運用利息分のみを要求すること。

5 支所に関する事項

(1) 支所事務経費、支所施設管理経費、地域施設管理経費、支所要望対応事業及び支所政策的事業については、支所において要求すること。

(2) 次に掲げる支所管内の投資的経費(支所機能強化事業分)については、別途、市長等との協議を踏まえて決定する。

- ◆市道維持補修事業 ◆市道改良(単独)事業 ◆橋梁維持補修事業
- ◆河川維持補修事業 ◆排水路等整備事業 ◆単独河川整備事業
- ◆港湾施設維持補修事業 ◆交通安全施設整備事業
- ◆農業施設整備原材料支給事業 ◆土地改良事業補助金
- ◆単独漁港整備事業

6 特別会計及び公営企業会計に関する事項

(1) 特別会計及び公営企業会計の予算編成については、一般会計に準じて編成すること。

(2) 独立採算を旨としてさらなる経費の節減、合理化を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう、使用料や受益者負担金等における適正な受益者負担のあり方及び、収納率向上のための対策についても検討の上、要求すること。

7 歳入歳出予算見積書作成に関する事項

(1) 各部局等で「予算要求集計表」及び「予算要求事業一覧」を提出すること。

(2) 歳入予算見積書の「積算基礎」欄には、見積額の積算根拠のほか、歳入の説明・内容、根拠法令、補助率・負担率を入力すること。

(3) 歳入(予算見積入力)で(財源区分が)特定財源の入力をした場合は、財源充当入力(充当先選択)画面で、当該歳入を充当する事業を指定し、経費区分(経常・臨時)に応じて充当する金額を入力すること。

(4) 歳出予算見積書の「事業の目的・効果」欄には、事業の目的、効果、根拠法令等、「事業内容」欄には、予算要求年度に実施する事業の主な内容・説明等を入力するほか、補助事業の場合は補助率や補助基本額を入力すること。また、事業が複数年度にわたる場合は、「全体計画」欄に事業全体の概要のほか、事業期間や全体事業費等を入力すること。

(5) 歳入歳出ともに「積算基礎」欄には、総額をまとめて入力するのではなく、詳細な積算根拠を入力すること。

— 歳出予算要求書の記入例 —

根拠法令や基本となる計画等の名称を記載

目的や効果を分かりやすく記載

【事業の目的・効果】

「〇〇計画（H28.3月策定）」に基づき、〇〇を図るため、〇〇を実施する。
これにより、〇〇が促進され、現在の課題である〇〇を解消するとともに、
〇〇体制構築で〇〇を強化し、住みやすいまちづくりに寄与することができる。
平成29年度経営方針における重点施策(4)-②「安心して暮らせる社会の実現に向けた住民活動支援」に資する事業として、拡充して事業を実施する。

推進方針における重点施策に対応する事業の場合は、その旨を記載

【全体計画】

- ・ 実施期間 平成29年度～平成31年度
- ・ 事業費 30,000千円
- ・ 国県補助 補助率:国50%・県25% 補助基本額:27,000千円
- ・ 事業内容 各種基礎数値調査、普及啓発事業、〇〇体制の構築

事業が複数年度にわたる場合

【事業内容】

- ・ 〇〇調査
- ・ 〇〇説明会の開催（旧市町別 市内10か所）
- ・ 〇〇のPR（パンフレット作成、〇〇イベントの開催）
- ・ 事業費20,000千円のうち、補助基本額18,000千円

平成30年度に実施する内容を記載

8 その他

(1) 入力期間

平成29年9月27日(水)～10月20日(金)

※入力期間を過ぎてからの要求は、一切受け付けないので、期限を厳守すること。

(2) 提出資料及び提出期限

- 予算要求集計表 ……各部で1部
- 予算要求事業一覧 ……各部で1部
- 実施計画（兼予算要求）書 ……1部
- ※実施計画対象外の事業は提出不要
- 歳入予算見積書 ……1部
- 歳出予算見積書 ……1部
- 各調書、添付資料 ……1部

財務会計システムから出力

